

高齢者の世帯形態の将来推計

(万世帯)

		2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
一般世帯		4,904 万世帯	5,014	5,048	5,027	4,964
世帯主が65歳以上		1,338 万世帯	1,541	1,762	1,847	1,843
	単独 (比率)	386万世帯 28.9%	471 30.6%	566 32.2%	635 34.4%	680 36.9%
	夫婦のみ (比率)	470万世帯 35.1%	542 35.2%	614 34.8%	631 34.2%	609 33.1%

(注) 比率は、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計—平成15年10月推計—」

今後急速に高齢化が進む都市部

- 今後急速に高齢化が進むのは、首都圏をはじめとする「都市部」。
都市部においては、高齢期の「住まい」などが大きな課題となる。

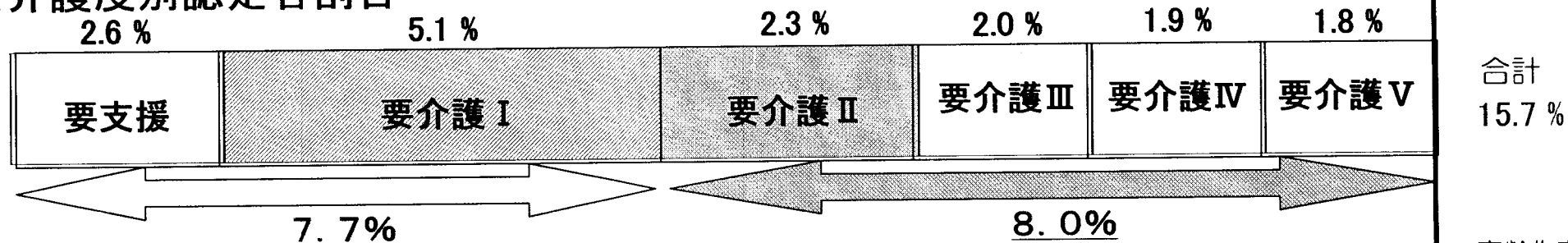
都道府県別の高齢者（65歳以上）人口の推移

	2005年時点の 高齢者人口(万人)	2015年時点の 高齢者人口(万人)	増加数	増加率	順位
埼玉県	116	179	63	+55%	1
千葉県	106	160	53	+50%	2
神奈川県	149	218	70	+47%	3
愛知県	125	177	52	+42%	4
大阪府	165	232	68	+41%	5
(東京都)	233	316	83	+36%	(7)
岩手県	34	39	5	+15%	43
島根県	20	22	2	+11%	44
秋田県	31	34	4	+11%	45
山形県	31	34	3	+10%	46
鹿児島県	44	48	4	+10	47
全国	2,576	3,378	802	+31%	

65歳以上人口に占める認定者数、各国の 介護施設・ケア付き高齢者住宅の割合

出典)平成16年9月 介護保険事業状況報告

○要介護度別認定者割合



○各国の高齢者の居住状況(定員の比率)

日本 (2002)

※ (1.1%)	介護保険3施設 (3.2%)	*高齢化率 (2005) 19.7%
-------------	-------------------	--------------------------

英国 (1984)

リタイアメント・ハウジング (5.0%)	老人ホーム (3.0%)	16.1%
-------------------------	-----------------	-------

スウェーデン (1990)

サービス・ハウス (5.6%)	老人ホーム (3.0%)	17.2%
--------------------	-----------------	-------

デンマーク (1989)

サービス付高齢者住宅・高 齢者住宅(3.7%)	老人ホーム(プライエム) (5.0%)	15.1%
----------------------------	------------------------	-------

米国 (1992)

リタイアメント・ハウジング(5.0%)	ナーシング・ホーム (5.0%)	12.3%
---------------------	---------------------	-------

※: シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム
出典)「世界の高齢者住宅」園田真理子氏(日本建築センター)

*: 高齢化率は、「UN, World Population Prospects. The 2006 Revision」から抜粋

平成17年介護保険制度改革の基本的な視点と主な内容

○明るく活力ある超高齢社会の構築

○制度の持続可能性

○社会保障の総合化

- ・軽度者の大幅な増加
- ・軽度者に対するサービスが状態の改善につながらっていない

予防重視型システムへの転換

- 新予防給付の創設
- 地域支援事業の創設

- ・在宅と施設の利用者負担の公平性

施設給付の見直し

- 居住費用・食費の見直し
- 低所得者に対する配慮

- ・独居高齢者や認知症高齢者の増加
- ・在宅支援の強化
- ・医療と介護との連携

新たなサービス体系の確立

- 地域密着型サービスの創設
- 地域包括支援センターの創設
- 居住系サービスの充実

- ・利用者によるサービスの選択を通じた質の向上

サービスの質の確保・向上

- 介護サービス情報の公表
- ケアマネジメントの見直し

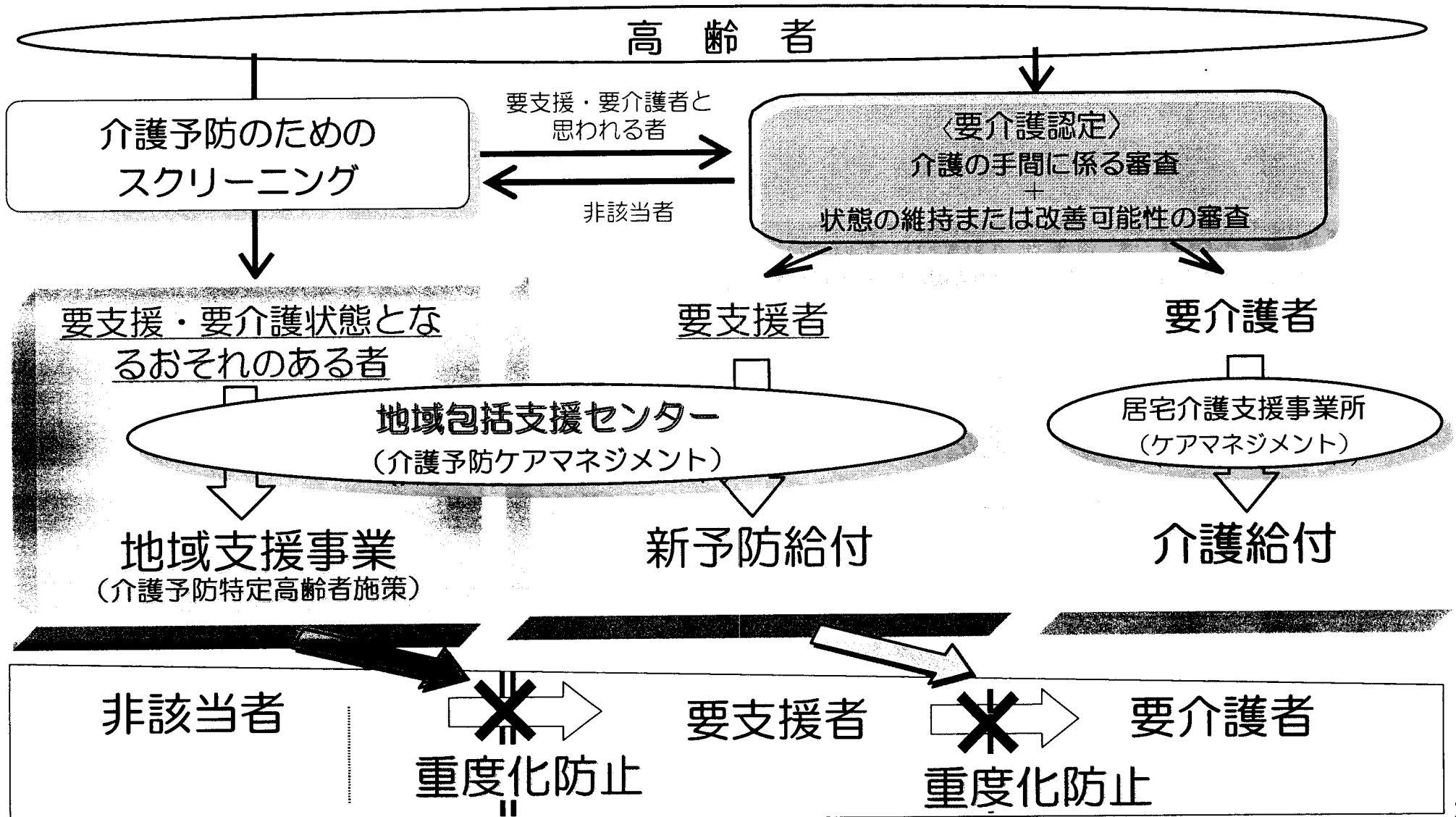
- ・低所得者への配慮
- ・市町村の事務負担の軽減

負担の在り方・制度運営の見直し

- 第1号保険料の見直し
- 保険者機能の強化

予防重視型システムの全体像

軽度者の方の状態像を踏まえ、出来る限り要支援・要介護状態にならない、あるいは、重度化しないよう「介護予防」を重視したシステムの確立を目指す。



地域包括ケア体制の整備

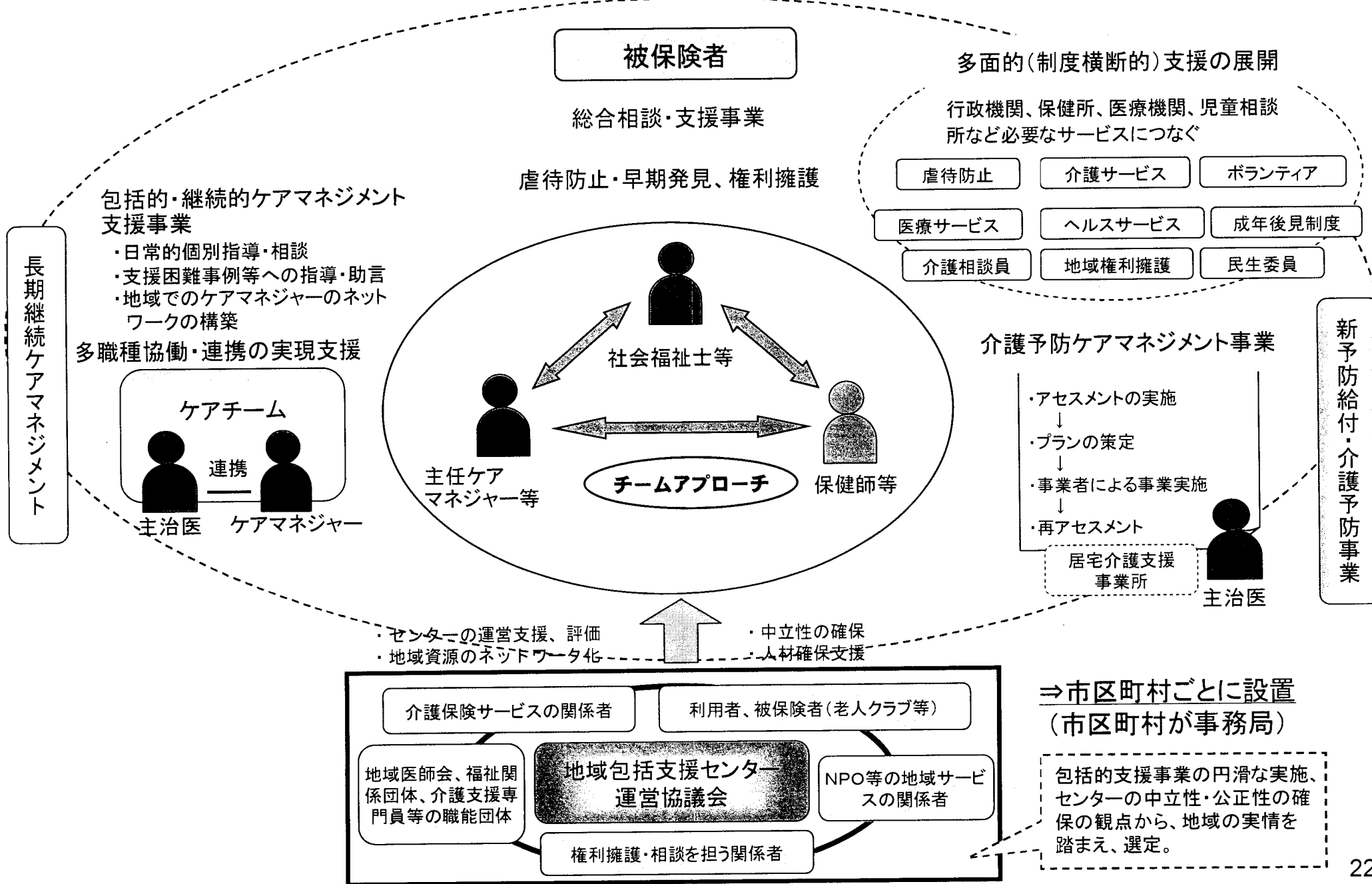
地域包括ケアの考え方

- 高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続するため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく必要なサービスが提供される体制を整備する。

地域包括支援センターの役割

- 高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として「地域包括支援センター」を設置
- 「地域包括ケア」や「予防重視型システム」を支える中核的な機関

地域包括支援センター(地域包括ケアシステム)のイメージ



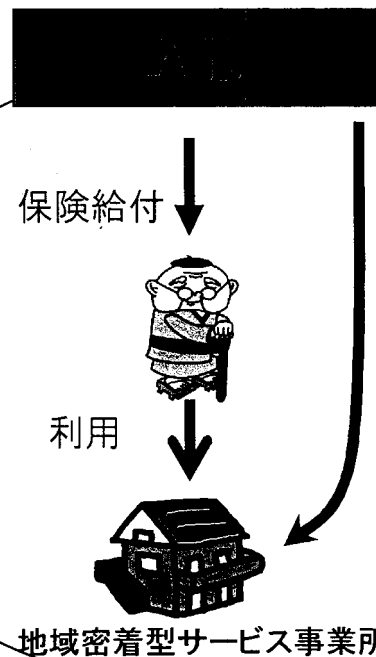
地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝地域密着型サービス）を創設。

1：A市の住民のみが利用可能

- 指定権限を市町村に移譲
- その市町村の住民のみがサービス利用可能（A市の同意を得た上で他の市町村が指定すれば、他の市町村の住民が利用することも可能）

3：地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定



2：地域単位で適正なサービス基盤整備

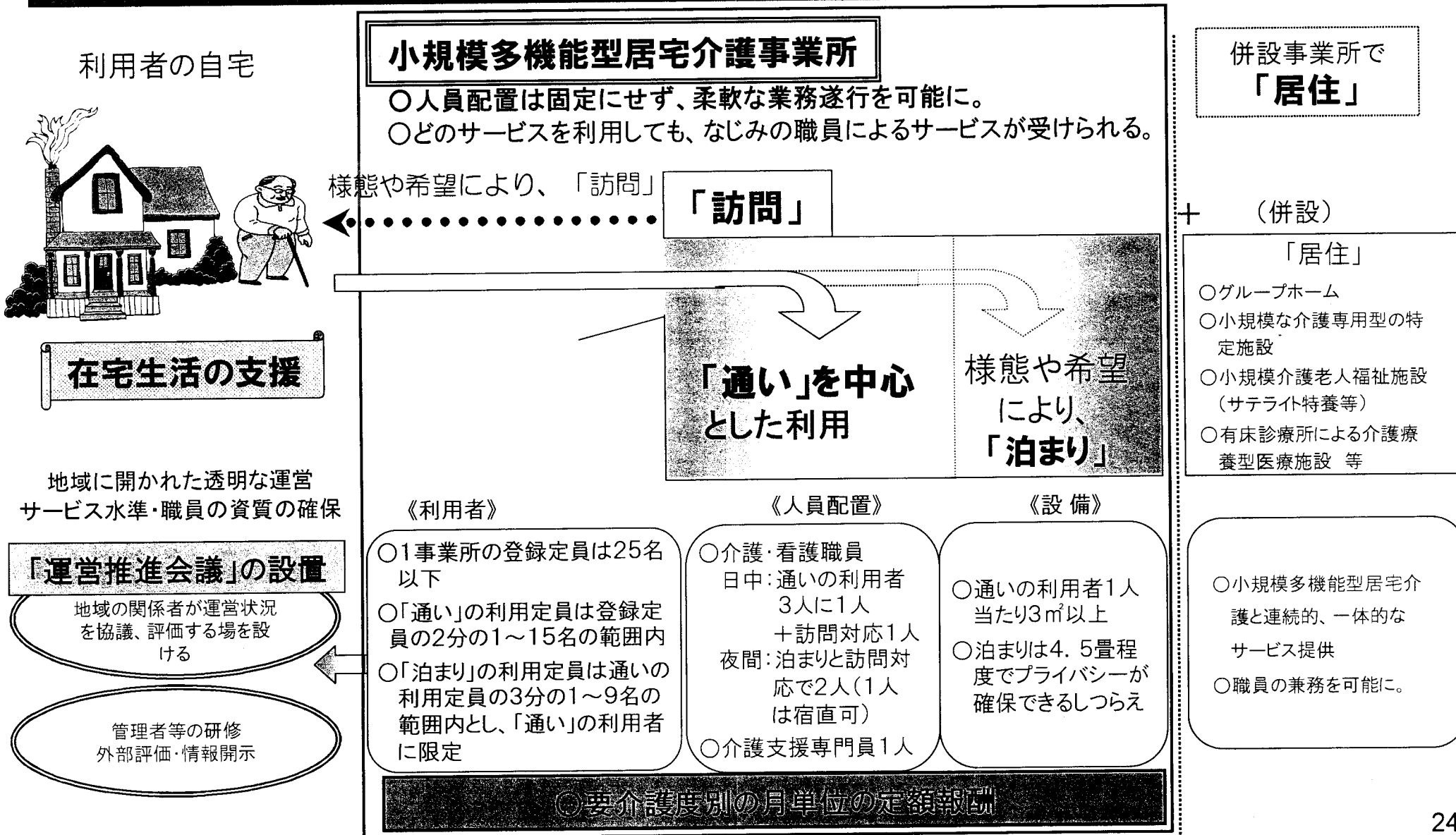
市町村（それをさらに細かく分けた圏域）単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進

4：公平・公正透明な仕組み

指定（拒否）、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

小規模多機能型居宅介護の概要

基本的な考え方:「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援する。



夜間対応型訪問介護のイメージ

基本的な考え方:在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要
→ 定期巡回と通報による随時対応を合わせた「夜間対応型訪問介護」を創設

基本的には、利用対象者300人程度を想定

人口規模にすれば20万程度
まずは都市部でのサービス実施を想定

利用者はケアコール
端末を持つ

利用者からの通報により
随時訪問を行う

通報

随時対応

常駐オペレータ

定期巡回

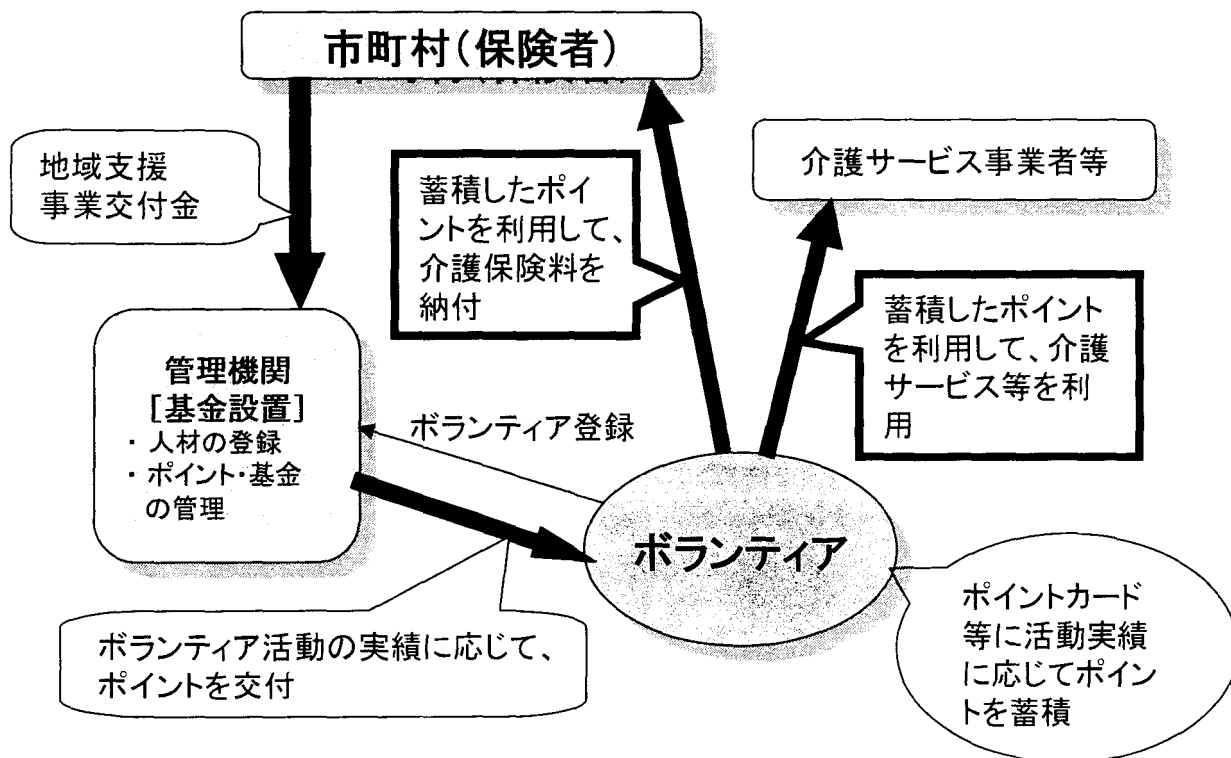
定期巡回を利用する
人もいる

定期巡回

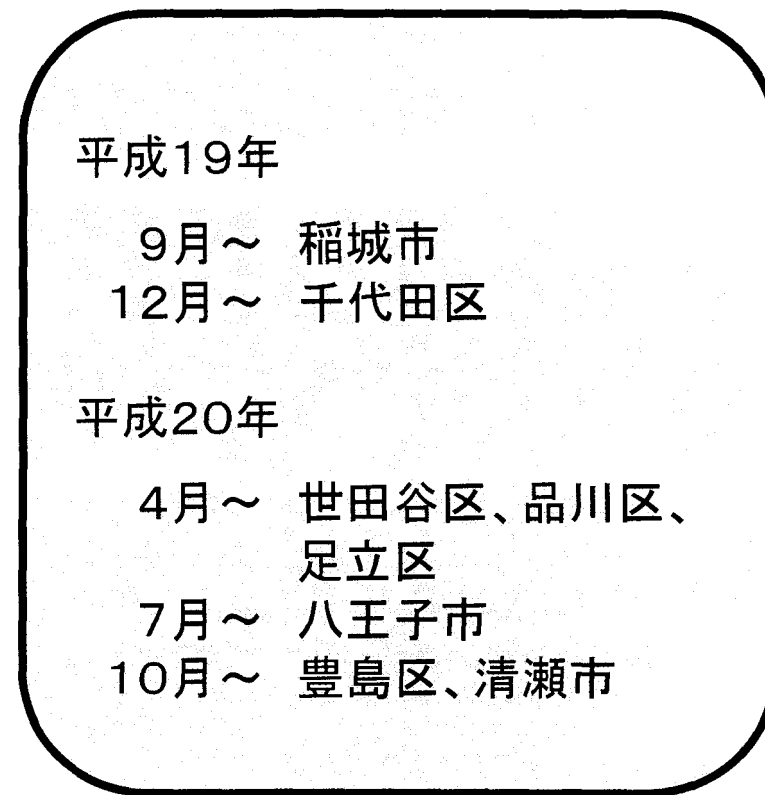
介護支援ボランティア活動の推進について

- 市町村の裁量により、地域支援事業交付金を活用して、介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを交付し、実質的な保険料負担軽減等が可能。
- 高齢者が活動を通じて社会参加・地域貢献を行うとともに、自らの健康増進も図ることを支援。

【実施スキームの一例】



【市区町村の事業実施（予定）状況】

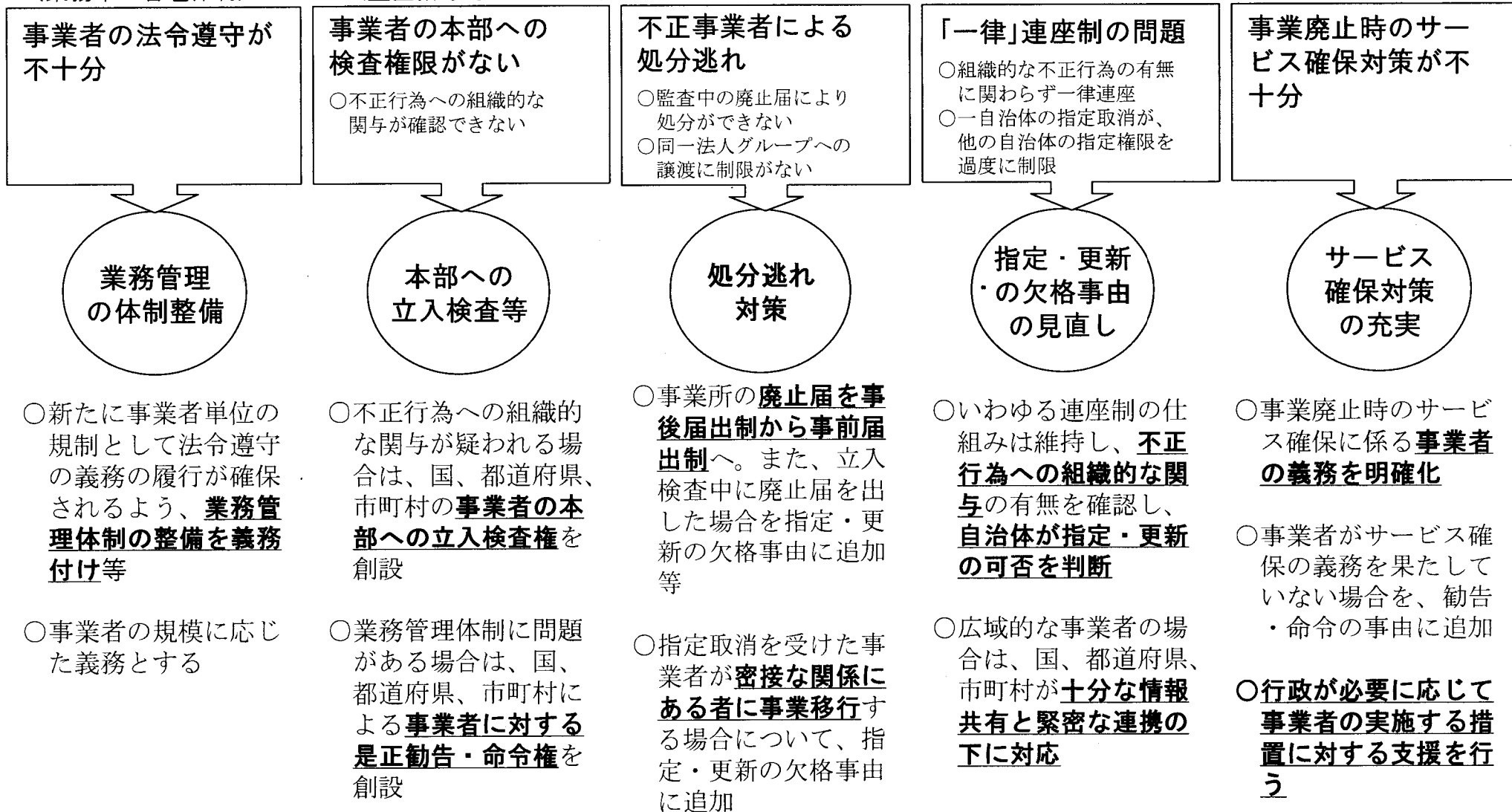


※ 上記の場合、結果的にボランティアの保険料負担が軽減されることとなるが、保険料賦課自体を減額又は免除するものではない。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)



施行期日：公布の日から一年以内の政令で定める日